

投資信託 目論見書補完書面

この書面は金融商品取引法第37条の3に基づき、交付目論見書面と一体でお渡しいたします。

お手続きの前に、この書面及び交付目論見書の内容を十分お読みいただき、よくご理解いただいた上でご投資ください。なお、この商品やこの書面及び交付目論見書に関するお問合せは下記までお願いいたします。

株式会社 関西みらい銀行

コミュニケーションダイヤル 0120-84-0600

[ご相談(サービスコード①②)]の受付時間は平日9時から17時となります。]

◇この商品は投資信託です。投資家から集めた資金をひとつにまとめ、運用の専門家が有価証券等に分散投資し、その運用成果を投資家に対して分配する仕組みに特徴があります。(運用成果はマイナスとなることがあります)

◇募集・買付・換金等の取扱は販売会社である株式会社関西みらい銀行が行い、設定・運用は、委託会社が行います。

投資信託に共通する特に注意が必要な点

- 「投資元本」および「分配金」が保証されている商品ではありません。
- 値動きのある有価証券等に投資しますので、これらの発行体の信用状況の変化や株価、金利、通貨の価格等の指標に係る変動などを原因として、基準価額は大きく変動します。基準価額が下落すると、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。
- 投資信託に生じた利益および損失は、投資信託をご購入されたお客さまに帰属します。
- 預金ではないため、預金保険の対象外であり、また投資者保護基金の対象になりません。
- クーリングオフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

【確認事項】 交付目論見書をお読みの上、ご理解ください。

【ファンドの目的・特色】

- ①ファンドの目的・特色について(毎月分配型は収益分配金に関する留意事項もご確認ください。)

【投資リスク】

- ②投資リスクについて

【手続・手数料等】(お申込メモ・ファンドの費用・税金等)

- ③お申込みについて

- ④ご換金について

- ⑤収益の分配について

- ⑥費用について(交付目論見書・販売用資料等でご確認ください。)

◇投資信託を購入・保有・換金されるにあたって必要な費用は次の合計金額となります。なお運用管理費用(信託報酬)については、保有日数に応じてご負担いただきます。

■お申込み時に直接ご負担いただく費用: 購入時手数料

■保有期間中に信託財産で間接的にご負担いただく費用: 運用管理費用(信託報酬)、その他の費用・手数料

■途中換金時に直接ご負担いただく費用: 信託財産留保額

◇マイゲート(インターネットバンキング)または定時定額購入プラン(積立投資信託)での購入は購入時手数料が優遇となります。

- ⑦税金について

- ⑧その他のご留意点について(繰上償還・信託期間等)

◇投資信託のお申込みの有無によって、当社とのお取引へ影響を及ぼすことはありません。

◇この投資信託の受益権は、第三者に譲渡することはできません。

・お取引のご注文をいただいたときは、原則としてあらかじめ当該ご注文にかかる、代金の全部をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
・ご注文にあたっては、銘柄・売り買いの別、数量等、お取引に必要な事項を明示していただきます。ご注文のお取引が成立した場合には、取引報告書等をお客さまにお渡しします。(郵送又は電子交付サービスのご契約によりマイゲート(インターネットバンキング)にてご確認となります。)

【個人のお客さまの定時定額購入プラン(つみたてNISA含む)について】 購入にかかる取引報告書は郵送いたしません。取引内容は3カ月ごとに発行する取引残高報告書にてご確認ください。【スイッチングについて】 お客さまが保有する投資信託の解約または買取と、新たな投資信託の買付を1組の同時の注文として取扱い、解約または買取により生じた償還金の全部を新たな投資信託の買付に充てるものをいいます。なおスイッチングの取扱いは申込書のみとなります。

株式会社関西みらい銀行(本店所在地:大阪市中央区備後町2-2-1) 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第7号

●主な事業: 銀行業 設立日: 昭和25年11月24日 ●当社が行う登録金融機関業務の内容及び方法の概要

内容の概要: 公共債及び投資信託等の有価証券の販売その他の取扱及び店頭デリバティブ取引等 方法の概要: 店頭・訪問・インターネット等

●加入している金融商品取引業協会: 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 ●この商品において、対象事業者となっている認定投資者保護団体は、ありません。

●当社の苦情対応措置及び紛争解決措置 お取引内容のご確認・ご相談や苦情につきましては、お取引店までお申出ください。なお訴訟手続によらず公正な第三者が関与して、苦情トラブルの解決をあっせんする制度として、一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターをご利用いただけます。・全国銀行協会 全国銀行協会相談室 電話番号0570-017109または03-5252-3772 ・証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号0120-64-5005

つみたてNISA取引における留意事項の確認書

株式会社 関西みらい銀行 御中

下記の項目についてご確認およびご理解ください。

- 1) つみたてNISA口座は、お一人一口座（一金融機関）でのご利用となります。
(金融機関を変更した場合は除きます)
※金融機関の変更を行い、複数の金融機関につみたてNISAを開設した場合でも、各年において一つのつみたてNISA口座でしか買付ができません。つみたてNISA口座内の株式投資信託を、変更後の金融機関に移管はできません。なお、金融機関を変更しようとする当該年の非課税枠ですでに株式投資信託を買付していた場合、当該年分について金融機関を変更することはできません。
- 2) つみたてNISAとNISAは併用できません。いずれかを選択していただきます。
- 3) 当社で取扱う、つみたてNISA対象商品は株式投資信託のみとなります。
- 4) 非課税口座開設届出書を提出いただいた後、当社は税務署にNISA口座の二重開設がないか確認します。
二重開設が確認された場合は、今回のつみたてNISA口座は無効となり、無効となったつみたてNISA口座で購入いただいた商品は、当初より課税口座で購入したものと扱います。
(当該商品から普通分配金が生じた場合には、課税分を徴収します。また、特定口座（源泉徴収選択口座）において当該商品を売却した場合、譲渡益について課税分を徴収します。)
※お申込みいただいたつみたてNISA契約も無効となり、今後の買付はできません。
- 5) つみたてNISA口座での損失と課税口座（特定口座・一般口座）との損益通算はできません。
※損失分の繰越控除も使えません。
- 6) 非課税枠の再利用および繰越はできません。
※つみたてNISA口座で株式投資信託を売却・償還した場合、当該非課税枠の再利用はできません。そのため短期間での売買を前提としたお取引は適していません。
また、年間の非課税枠を全額使わなかった場合、翌年に繰越することはできません。
- 7) 収益分配金を再投資した場合、つみたてNISA口座に受入れできないことがあります。
※非課税限度額に達したのちの収益分配金再投資は課税口座（特定口座・一般口座）での受入れとなります。
※当社では課税口座(特定口座・一般口座)に受入れている株式投資信託の収益分配金は、つみたてNISA口座で再投資できません。
- 8) つみたてNISAをNISAに変更する場合、もしくはNISAをつみたてNISAに変更する場合は、1月から12月までを1年の単位として1回のみ変更できます。
- 9) つみたてNISAにおいては、定期的かつ継続的に対象商品の買付を行っていただきます。ついては、つみたてNISAとして1回限りとする買付は契約できません。1年間で2回以上、継続的に買付いただきます。
- 10) つみたてNISAは非課税期間の20年経過後時点で、契約終了となります。NISAと異なり、非課税期間の20年経過後、新たな、つみたてNISAへの受入れはできません。
- 11) つみたてNISAを契約した日から10年を経過した日、および同日の翌日以後5年を経過した日ごとに、お名前とご住所を確認させていただきます。当該日より1年以内に確認できない場合は、つみたてNISAへの対象商品の受入れができなくなります。

※つみたてNISAのお取引については、販売及び解約に係る手数料ならびに取引口座の管理・維持等に係る口座管理料はいただきません。

※つみたてNISAにより買付けた対象商品の信託報酬等（概算）は、つみたてNISAのご契約者さまに年1回通知いたします。

※本記事事項は、2021年4月現在の税法に基づいて作成しています。今後税制が改正された場合は内容が変更となる場合があります。